

## 女性放射線業務従事者の妊娠期間中の線量管理方法

### ○ 適用の範囲

このガイドラインは、計画被ばく状況において、女性の放射線業務従事者の妊娠期間中（申告から出産までの期間）の線量管理に適用する。

### ○ 判断規準

以下の線量管理方法\*により申告から出産までの期間における母体の実効線量を 1 mSv 以下に管理することで、同期間における胚/胎児に対する等価線量は 1 mSv を超えないと判断すべきである。

- (1) 妊娠の事実を申告する制度の構築
- (2) 女性の放射線業務従事者等への教育・啓発
- (3) 放射線下作業条件の見直し
- (4) 追加的な線量管理

\* 線量管理方法とは、線量測定・評価のみならず、それらを実施するための制度構築・管理方策を含む。